

精神保健福祉法における警察官通報の現状と対応

○ 中川優馬 萩原嬉胡 倉永笑民¹⁾ 蛭原夕起子 杉尾重子 藤崎淳一郎
中央保健所 健康増進課¹⁾

I はじめに

1964年に起きたライシャワー事件を受け、翌年の精神衛生法改正以後、保健所は精神保健業務の第一線として位置づけられた¹⁾。現行の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）において警察官は、精神障害のために自身を傷つけ又は、他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見した時は、直ちに、その旨を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報することとなっている。

当保健所における措置業務は、管轄する2町に加え、宮崎市（中核市）を所管する警察署からの通報に対応しており、通報件数は平成19年度と比較し著しく増加傾向にある。

今回、当保健所における警察官通報の現状と対応についてまとめたので報告する

II 対象と方法

対象：平成19年4月1日から平成29年3月31日までに当保健所に警察官から通報のあった232件を対象とした。

方法：通報の内容を、調査の結果要診察としたもののうち①診察の結果要措置となったもの、②診察の結果措置不要となったものに分類した。

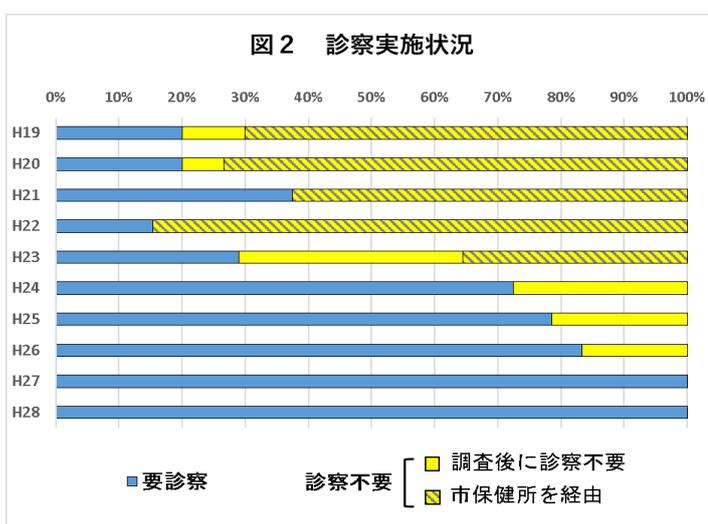
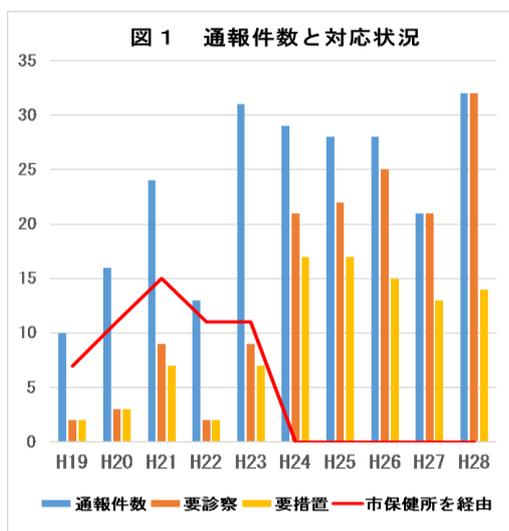
また、診察不要としたもののうち、③調査後に診察不要としたもの、④宮崎市保健所を経由して事実発生後に受理したものに分類した。

III 結果

当保健所に通報のあった232件のうち、調査の結果要診察としたものは146件(62.9%)、診察不要としたものは86件(37.1%)であった。

要診察とした146件のうち、診察の結果要措置となったものは97件(66.4%)、措置不要となったものは49件(33.6%)であった。

診察不要とした86件のうち、調査後に診察不要としたものは31件(36.0%)、宮崎市を経由して事実発生後に受理したものは、55件(64.0%)であった。経年ごとの集計は、図1及び図2に示す。



宮崎市保健所を經由して事実発生後に受理したものについては、平成 24 年度以降 0 件であった。また、平成 27 年度と平成 28 年度に通報のあったものについては、すべて要診察となっていた。

IV 考察

平成 23 年度までの警察官通報の中には、宮崎市保健所を經由して事実発生後に当保健所へ通報されるものも多くあり、通報を受理した時点で対象がすでに帰宅しているものもあった。そのため、自傷他害のおそれがあるにも関わらず、精神保健指定医の診察につながらなかった事例もあったのではないかと考えられる。

当保健所では平成 24 年度から警察署、宮崎市保健所、精神保健福祉センター、障がい福祉課（県主幹課）といった関係機関において精神保健福祉関係会議を開催しており、警察官通報から措置診察に至るまでの流れや措置入院となった事例、措置入院とならなかった事例等の共有を行っている。

精神保健福祉関係会議の開催により、通報窓口が一元化され、直ちに当保健所への通報がなされるようになった。これにより、精神症状のために自傷他害のおそれある者について、速やかに精神保健指定医による診察につながっており、平成 24 年以降は宮崎市保健所を經由して事実発生後に通報を受理したものは、0 件となっている。

平成 28 年 7 月に神奈川県相模原市の障害者施設で発生した障害者殺傷事件を受け、我が国においては、精神保健福祉法改正に向けた動きが急激に加速している。

同事件を受けてまとめられた報告書では、警察官通報が行われたもののうち、措置診察や措置入院につながった割合について、地方自治体ごとではばらつきが生じている²⁾ことが課題として挙げられている。また、再発防止策として、関係機関が措置診察に至るまでの地域における対応方針、通報等に基づく移送のあり方、具体的な犯罪情報を把握した場合の情報共有のあり方について、都道府県や市町村、警察等の関係者が地域で定期的に協議する場の設置³⁾が挙げられている。

当保健所では、精神保健福祉会議を開催したことにより先述した成果を上げており、平成 27 年度以降、警察官通報のあったものについてはすべて精神保健指定医の診察につながっている。

今回の考察により、関係機関で措置入院に係る対応方針について協議することが、地方自治体での対応のばらつきを解消する一助となることが示唆された。当保健所においては、引き続き精神保健福祉会議を開催し、措置入院に係る手続きについて円滑に進めていきたい。

参考文献

- 1) 瀬戸山 淳：精神保健福祉士からみた現代精神医療史-ライシャワー事件前後の動向を中心に-、2012
- 2) 厚生労働省：相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム報告書、2016
- 3) 厚生労働省：これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書、2017